



世代間同居のための住宅購入者に最大 50 万円を補助

問い合わせ 秘書政策課 ☎0537-851161

少子高齢化社会では、家族による高齢者世帯の見守りや子どもを安心して産み育てる地域社会づくりが求められます。そこで、市では高齢期および子育て期を安心して過ごし、世代間交流を促進して活力あるまちづくりを推進するため、親と子と孫がこれから同居するために住宅を取得した人に対して補助金を交付します。

補助金額 50万円

※ただし、住宅の取得価格が500万円未満の場合は、取得価格の10%

◆対象者

親などの同一敷地内に住宅を取得した人または同居するために住宅を建て替えた人で、次のいずれかに該当する人

- ①市外から転入した人
- ②市内のアパートや市営住宅、借家などに居住していた人
- ③市内で親などと同居し、当該住宅の取得日以後3カ月の間に、婚姻により同居する世帯員が増加する人

◆対象住宅

平成27年4月1日から平成29年1月1日までの間に取得した新築または中古住宅

- ※1 賃貸住宅および対象者が取得した2軒目以降の住宅は対象外
- ※2 併用住宅の場合は、居住部分が延べ床面積の2分の1以上あるもの

◆交付要件

- ①対象住宅に常時居住していること
- ②町内会の班へ加入すること
- ③市税などの未納がないこと
- ④対象住宅に5年以上居住すること
- ⑤御前崎市住宅取得補助金の交付を受けていない住宅であること

◆申請期間および交付申請に必要な書類

住宅取得日(引き渡しを受けた日)以後3カ月の間に申請【申請書類】

- ①世代間同居促進住宅取得補助金交付申請書
- ②住宅の取得価格の分かる書類の写し
- ③居住している世帯全員の住民票
- ④承諾書 ⑤建物引き渡し証明書
- ⑥申請者および居住者の過去3カ年分の市税納税証明書(共有名義分を含む)

Q補助金の交付を受け、2年後に市外に転出することになりました。このような場合はどうなりますか？

Aこの補助金は、同居による世代間交流の促進により高齢期や子育て期を安心して過ごすことを目的としています。5年以内の転出は、市内・市外に限らず補助金の全額返還をしていただくこととなります。

Q市内在住の親が自分の名義で住宅を建て替え、市外に住む子どもが転入した場合は対象になりますか？

A親が建て替えた場合、単なる建て替えとなり対象外です。しかし、子どもが建て替えた場合は同居するために建て替えるので対象となります。

※この補助事業は、御前崎市議会における平成26年度補正予算および平成27年度当初予算成立を条件とするものです。また、御前崎市住宅取得補助金との併用はできません。

Q親と同居していましたが、婚姻後に新たに親の同一敷地内に住宅を取得しました。交付対象ですか？

A交付対象者は、市内で親などと同居し、当該住宅の取得日以後3カ月の間に「婚姻」により同居する世帯員が増加する人となります。婚姻後に住宅を取得する場合は対象となりません。

